

個人番号（マイナンバー）収集票【被扶養者用】

個人番号（マイナンバー）の新規登録、または紛失等により個人番号（マイナンバー）が変更となった場合は当収集票のご提出をお願いします。

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者及び被扶養者の個人番号を、番号法(※)別表第1の39「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」において利用する。

※番号法：『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）』

《個人番号取得対象者情報》 ※ 新規認定の場合、枝番は記載しないでください。

被扶養者	所属所名													
	組合員番号											枝番		
	組合員氏名													
	被扶養者氏名											続柄		

《個人番号》 ※上段は必ず記載

個人番号													
個人番号を変更した場合													

1 番号確認書類

いずれか1つをご用意し、コピーを2ページ目に貼ってください。

- 通知カード または 通知書
- 個人番号カード（裏面）
- 個人番号記載の住民票

ご用意いただいたものにチェックをお願いします。
上記以外の書類でも可能なものがあります。

※個人番号カードは2016年1月以降、申請により交付を受けることができるマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のICカードです。

◆申請者本人は、個人番号関係事務実施者として扶養親族の身元確認を行う必要があります◆
次のとおり扶養親族の身元確認を行いました。（終わったらチェック）



印字されている扶養親族者と今回番号確認書類を提供する者は同一人物であると確認しました。

個人番号（マイナンバー）収集票【被扶養者用】

被扶養者	所属所名			
	組合員番号		枝番	
	組合員氏名			
	被扶養者氏名			

① 番号確認書類 添付欄

ここにのり付けしてください
